

# 後期高齢者(長寿)医療制度の 対象者の皆さまへ



平成 23 年度の所得情報を基準に年間保険料が決まります。対象者の皆さまには、7月中旬に決定通知書を送付しますので、計算方法や納付方法については、同通知書で確認してください。

## 保険料の納付方法について

保険料の納付方法については、大きく分けて 2 通りがあります。

納付種別	対象者	納付方法
特別徴収	4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)された方	年金受給状況に異動がない限り、原則 10 月からも引き続き <b>年金天引き</b> で納めます。
普通徴収	4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)されなかった方	原則 7 月以降も <b>納付書</b> または <b>口座振替</b> で納めます。 納期は、7月・8月・10月・11月・1月・2月の年6回です。 * 4月2日以降、年齢到達や転入により後期高齢者医療の対象者になった方は、資格取得日以降の納期で納付することになります。
併用徴収	4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)されなかった方のうち、10月から特別徴収の要件を満たす方	7月および8月は普通徴収(納付書または口座振替による納付)で、10月からは特別徴収(年金天引き)で納めます。

\* 4月・6月・8月の年金から天引きされなかった方でも、10月から新たに特別徴収が開始される方(併用徴収)もいます。

### ● 納付方法を変更するには・・・

保険料の納付について、特別徴収(年金からの天引き)を希望しない方は、次の要領でいつでも普通徴収(口座振替での納付)に切り替えることができます。

- 金融機関で ①被保険者証 ②通帳 ③通帳の印鑑を持って、口座振替の手続きをする。
- 本庁保険年金課および各支所市民生活課に ①金融機関に提出した、**口座振替依頼書の控え** ②被保険者証 ③印鑑を持って納付方法変更の申し出をする。

\* 現在、普通徴収の方についても、今後、特別徴収にならないように、申し出をすることもできます。詳しくはお問い合わせください。

【問合先】=本庁保険年金課高齢者医療グループ ☎(23)5111(内線2831・2832)

# 市職員採用試験について



受験資格などについては、採用時に本市に居住できる者で、職種ごとに下表に定めている通りです。

【提出書類】

- 職員採用試験受験申込書  
\* 受験費用写真 2 枚(無帽・上半身・正面向、縦 4 cm × 横 3 cm)
- 最終学歴の卒業証明書または卒業見込証明書
- 最終学歴の成績証明書(開封したものは無効)
- 80 円切手を貼った宛先明記の返信用

封筒(長形 3 号)

- 建築技師については、一級建築士の資格を有することを証明するもの(写し)
- 電気技師については、第一種または第二種電気工事士の資格を有することを証明するもの(写し)
- 消防職については、身体検査書(医療機関発行のもの)

\* 郵送での応募は**簡易書留郵便のみ受け付けます。**

【応募期間】 7月25日(月)～8月18日(木) 消印有効

【試験日時】 9月18日(日) 8時20分集合

【試験内容】

- 教養試験、適性検査、作文試験(全職種)
- 専門試験(建築技師・土木技師・電気技師)
- 体力試験(消防職)

\* 募集要綱・受験申込書は、本庁 4 階総務課・各支所市民生活課・消防局・各消防署にあります。(市ホームページからも取得できます)

【応募・問合先】

- 一般事務、建築技師、土木技師、電気技師 本庁総務課人事グループ ☎0996(23)5111(内線4532)
- 消防職 ☎89510074 原田 町2-10 消防局消防総務課 ☎0996(22)0119

\*いずれの職種とも日本国籍を有し、採用時に本市に居住できることが条件です。

職種	採用予定人員	主な受験資格	
一般事務	上級職	若干名	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業した者、または平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者
	初級職	若干名	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、高校卒業程度の学力を有する者(平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者を含む)
建築技師	初級職	若干名	昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、一級建築士の資格を有する者
土木技師	上級職	若干名	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業した者、または平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者で、試験区分に必要な学科を専攻した者
電気技師	初級職	若干名	昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、第一種または第二種電気工事士の資格を有する者
消防職	初級職	若干名	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、高校卒業程度の学力を有する者(平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者を含む)で、以下の条件を全て満たす健康で四肢完全である者 ●身長 160cm 以上、体重 50kg 以上 ●視力は両目裸眼 0.3 以上かつ矯正 0.7 以上 ●色覚は自動車運転免許が取得できる程度 ●聴力が正常